

小学生～18歳以下の医療費の

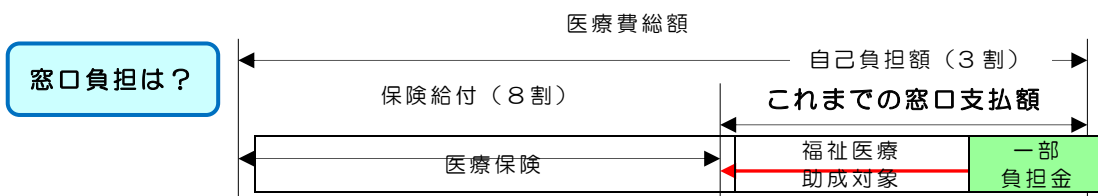
窓口負担が少なくなります！

2024年
8月受診分から

これまでは、県内の病院等を受診した場合、いったん窓口で医療保険の自己負担3割を支払い、後日、助成金が支払われる仕組みでしたが、

2024年8月診療から小学生～18歳以下（18歳到達以後最初の3月31日まで）のお子様も、医療機関でのお支払いが一部負担金（500円）のみとなります。

- ・県内の病院等を受診する際には、窓口で「現物給付の受給資格証」を提示する必要があります
- ・現物給付方式を利用できるのは県内の医療機関等を受診した場合のみです。県外の医療機関等を受診された場合は、今までどおり自己負担額（3割）をお支払いください。（ただし、和歌山県伊都医療圏の一部の医療機関については現物給付対応可能となっています）



2024年8月受診分からの窓口支払額

制度の対象は？

助成制度	医療費助成対象者	現物給付方式の導入範囲
子ども医療費助成	0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	左記対象者のうち 「0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級 又は 養育手帳A1・A2所有者	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親等と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	

※一部負担金は1ヶ月ひとつの医療機関で500円となります。ただし、ひと月14日以上入院をされた場合は、1000円となります。

※保険診療分の医療費のみが助成の対象となります。

令和 6 年
8 月診療
から

子どもの医療費の 窓口負担が少なくなります！

福祉医療費助成制度の現物給付制度の対象者が未就学児のみとなっていました。令和 6 年 8 月診療分から五條市に在住の健康保険に加入している小学生～18 歳(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日)まで拡大することとなりました。このことにより小学生～18 歳までのお子様もひと月最大 500 円(医療機関ごと)で受診できます。

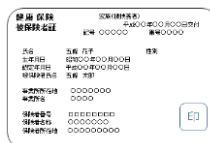


Q 現物給付制度の対象者は？

入院・通院とも 0 歳～18 歳(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日)の子どもとなります。

Q 医療機関を受診する時は・・・？

奈良県内の医療機関を受診する時に、
被保険者証・資格確認書・マイナ保険証と
「受給資格証」(水色)を提示すると医療費の
助成を受けることができます。



+

Q 支払い額は？

支払いは、1 つの医療機関で 1 ヶ月あたり最大 500 円になります。
(1 ヶ月で 14 日以上入院は 1,000 円となります)

1 ヶ月の支払いは最大 500 円まで

◆ 同じ医療機関にひと月で 3 回通った場合

	1 回目	2 回目	3 回目
7 月までは…	300 円	600 円	400 円



	1 回目	2 回目	3 回目
令和 6 年 8 月からは	300 円	200 円	無料

500 円に満たない場合はその額を負担

- 同じ医療機関であっても、入院・通院・歯科は別々にお支払があります。
- 院外処方箋により薬局で薬を処方された場合のお支払は無料です。
- 保険診療以外のもの(予防接種や健診、入院時の個室料など)には使えません。

※「受給資格証」は奈良県外の医療機関では使用できません。奈良県外で診療を受けた場合は、領収書と印鑑(シャチハタ不可)を持って保険課へ申請してください。

問合せ先

五條市 すこやか市民部 保険課(福祉医療係)

TEL 0747-22-4001